

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年4月1日

四街道市長 佐渡 斉

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

四街道市

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数（実数）	
個人	22経営体
法人	1経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者や、農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・貸し手の実情により、農地中間管理機構の活用が見込めない場合は、利用権設定促進事業等による利用集積も進める。
- ・農地中間管理機構の活用にあたっては、関係機関と連絡・調整を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

（取組事項）

6次産業化、高付加価値化、新規就農の促進

（農地利用のあり方）

- ・担い手や新規参入者に集積・集約化をする。
- ・新規参入者に集積・集約化する。
- ・耕作条件が悪く集積・集約化が難しい農地については、基盤整備をするなどの対策も地域で検討する。